令和6年（令和5年分）所得の確定申告について

申告期間：2月16日㈮～3月15日㈮
※3月15日㈮は午前中のみ
受付会場：役場本庁舎1階　大会議室
（正面玄関入って右）

※役場分庁舎では確定申告受付を行いません。確定申告を行う際は役場本庁舎までお越しください。

※申告内容が複雑な場合は、鰍沢税務署での申告をお願いする場合もあります。ご了承ください。

所得税の申告（確定申告）が必要な方

【給与所得の方】
・給与の収入金額が2千万円を超える方
・給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える方
・給与の支払いを2カ所以上から受けている方
・年末調整をしていない方

【公的年金などの雑所得のみの方】
・公的年金等の雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある方。
※公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は所得税の確定申告は必要ありません。
※ただし、上記の場合においても「町民税・県民税・国民健康保険税申告書」の提出は必要です。

【事業所得・不動産所得・譲渡所得など上記以外の方】
・1年間の合計所得金額が所得控除額の合計を超える方（詳しくは国税庁HPをご確認ください。）

◆確定申告時に必要なもの
・町民税・県民税・国民健康保険税の申告書（町から郵送された方）
・マイナンバーカード
　または番号通知カード＋免許証等
【税務署から送付されている場合】
・確定申告のお知らせハガキ
【給与・年金収入のある方】
・令和5年分源泉徴収票
【個人事業をされている方】
・収支決算書または青色申告決算書
【還付金のある方】
・本人名義の預金口座が分かるもの
【医療費控除の適用を受ける方】
・医療費控除に関する明細書（必ず事前に作成してください。用紙は役場税務課及び町ホームページに掲載があります。）
【保険料等の控除を受ける方】
・令和5年中に支払った国民年金保険料の支払証明書または領収書、生命保険・個人年金・地震保険等控除証明書
※その他申告に必要な書類等は国税庁のHPをご確認ください。

税務署・南部町ではパソコン等から申告手続ができる e-Tax のご利用を推奨しています。

←スマホはこちらから

e-Tax なら早期に還付されます！

町民税・県民税・国民健康保険税の申告について

町民税・県民税・国民健康保険税申告書の提出が必要な方
・町から「町民税・県民税・国民健康保険税申告書」が送付された方
・国民健康保険に加入している方
・遺族年金や障害年金などの非課税年金のみ受給している方
・扶養されている方や病気、失業、学生などで前年中に収入がなかった方
※申告書がお手元に届いた方は例年どおり提出をお願いします。町申告のみの方は郵送での提出にご協力ください。

◆郵送での提出先
〒409-2192
南部町福士28505-2
南部町役場　税務課宛

町民税・県民税・国民健康保険税申告書が町から送付されない方
公的年金所得があり、令和5年度の町民税・県民税が非課税であった方には、「町民税県民税・国民健康保険税申告書」（青い町申告書）は送付いたしません。
ただし、令和5年中に事業所得や一時所得などが生じ、所得が増額した方は「町民税・県民税・国民健康保険税申告書」の提出が必要な場合があります。ご不明な点がございましたら、税務課までお問い合わせください。

◆お問合せ　税務課
☎66-3404

鰍沢税務署からのお知らせ

申告書作成会場の開設について
～原則、スマートフォンで申告書を作成していただきます～

期間　2月16日㈮～3月15日㈮
※土日祝日を除く
会場　鰍沢税務署
時間　受付　午前8時30分～午後4時
　　相談　午前9時～午後5時

◆お持ちいただくもの
①源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
②マイナンバーカード
※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、以下の書類をお持ちください
・運転免許証等の身元確認書類
・通知カード等のマイナンバーが分かる書類
③スマートフォン

◆入場整理券
・令和5年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配布します。
・入場整理券の配布状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
・3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
・入場整理券は、LINEによる事前発行で入手することが可能です。

LINEは
こちらから

※申告書等の提出のみの場合は、鰍沢税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。なお、申告書等を郵送により提出する場合には、東京国税局業務センター甲府分室宛てにご提出ください。